

おくやみ ハンドブック

小 郡 市

2026年度

〒838-0198 福岡県小郡市小郡255番地1 小郡市役所市民課 TEL0942-72-2111(代表)



マチレット

マチレットは、自治体から市民へ専門性が高い情報をよりわかりやすく確実に伝える、地域に寄り添う“マチのブックレット”です。

2026年7月発行 発行:小郡市

編集・デザイン:株式会社ジチタイアド

当冊子の著作権を侵害する行為(SNSやHPへの無断転載、デザインや文言の流用、複製物の商用利用等)は法律で禁じられています。

相続や不動産のことで 何から始めればいいのか 分からない方へ



まずは私たちプロと一緒に 整理しませんか？



タカ不動産



一般社団法人
相続・事業承継コンサルティング協会加盟企業

株式会社タカ不動産

ご家族が亡くなられた後の相続手続きや、不動産の売却・活用についてなど、何から考えればいいのか迷われる方も少なくありません。

私たちタカ不動産では相続のご相談と不動産のご相談を一つの窓口でお受けし、現在の状況を整理しながら進め方をご案内しています。



株式会社 タカ不動産
代表 鷹江甲史朗

〔相続診断士〕〔宅地建物取引士〕
〔1級空き家管理士〕
資格保有の相続コンサルタント

ご相談内容に応じて、次のように整理しながら進めていきます

相続人は誰になる？



まずは現在の状況を整理します。相続人や財産の内容を確認し、相続の全体像を把握します。

相続の話から整理したい

財産には何が含まれる？

不動産や預貯金などの財産を把握し、相続に関わる内容を確認し、今後の方針をまとめていきます。

不動産の話だけ整理したい

不動産はどうする？

売却・賃貸・維持管理・処分といった不動産に関する方向性について、ご本人やご家族のご意向を丁寧に伺い最適な手段をご提案します。

手続きはどう進める？

状況やご意向をもとに、相続や不動産の手続きについて具体的な進め方をご案内します。



相続や財産、不動産に関することは話づらいことでも、避けては通れません。大切なご家族を争族トラブルや資産管理の不安から守るためにも、まずは状況を整理してみませんか。

相続や不動産の

無料相談
無料査定

受付中

まずは無料相談をご利用ください

050-6875-7778

営業時間

9:00~19:00

定休日

日曜・祝日

WEB予約



株式会社タカ不動産 〒830-0033 久留米市天神町1番地1 米城ビルディング9F

E-mail info@takafudousan.co.jp

HP <https://www.takafudousan.co.jp/>

HPは
こちら



■福岡県知事 (1) 第020999号 ■(公社)福岡県宅地建物取引業協会会員 ■(一社)九州不動産公正取引協議会加盟

市役所での手続きチェックリスト

該当する項目に印をつけ、手続きが完了したら"済"の欄にチェック☑をしましょう。

区分	手続きが必要な人	主な手続き	該当	済	担当課	参照ページ
住民登録	世帯主の変更	●世帯主の変更(変更届)		<input type="checkbox"/>	市民課	3
	印鑑登録をしている	●印鑑登録証(カード)の返還		<input type="checkbox"/>	市民課	3
	マイナンバーカード及び通知カード、住民基本台帳カードをお持ちの方	●カードの返納		<input type="checkbox"/>	市民課	3
年金	国民年金に加入している	国民年金の手続き ●遺族基礎年金の請求 ●寡婦年金の請求 ●死亡一時金の請求		<input type="checkbox"/>	国保年金課	4
	国民年金または厚生年金を受給している	●未支給年金請求 ●遺族基礎年金請求 ●遺族厚生年金請求 ●死亡届		<input type="checkbox"/>	国保年金課	4
	共済年金を受給している方	各共済組合へ直接お問い合わせください。				
保険	国民健康保険に加入している	国民健康保険の手続き ●資格喪失 ●各種証の返納 ●葬祭費の支給申請 ●世帯員の資格確認書などの記載事項変更		<input type="checkbox"/>	国保年金課	5
	重度障がい者医療費助成を受給している方	●医療証の返納		<input type="checkbox"/>	国保年金課	5
	後期高齢者医療保険に加入している	後期高齢者医療の手続き ●資格喪失 ●各種証の返納 ●葬祭費の支給申請 ●保険料等に関する相続人代表者指定兼口座指定届		<input type="checkbox"/>	国保年金課	6
介護保険	65歳以上または介護認定を受けている	介護保険の手続き ●介護保険被保険者証等の返還 ●保険料に関する相続人代表届		<input type="checkbox"/>	長寿支援課	6
税金	市税(市県民税・固定資産税・軽自動車税(種別割))を納めている	●相続人代表者の指定		<input type="checkbox"/>	税務課	7
	納税している方(納税義務者・納税管理人・相続人代表等)	●今後の納税に関する手続き・納付について(口座振替の変更または廃止等)		<input type="checkbox"/>	収納課	7
バイク	原動機付自転車(125cc以下)・小型特殊自動車を所有している	●廃車手続き・名義変更		<input type="checkbox"/>	税務課	8
障がい	次のいずれかを所有している 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳	●各種障害者手帳の返納		<input type="checkbox"/>	福祉課	8
	次のいずれかを受給している 特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当	●資格喪失届		<input type="checkbox"/>	福祉課	9
	自立支援医療受給者証(精神通院)をお持ちの方	●受給者証の返還		<input type="checkbox"/>	福祉課	9
子ども	児童手当の支給対象児または受給者である	支給対象の児童の方 ●受給事由消滅または減額改定 受給している方 ●受給事由消滅 ●未支払手当請求 ●新規認定請求		<input type="checkbox"/>	こども育成課	9
	児童扶養手当、特別児童扶養手当の支給対象児または受給者である	支給対象の児童の方 ●資格喪失または額改定(減額) 受給している方 ●新規認定請求、未支払請求		<input type="checkbox"/>	こども育成課	10
	就学援助を受給していない世帯である	●就学援助の申請		<input type="checkbox"/>	教育総務課	10
	子ども医療費助成、ひとり親家庭等医療費助成を受給している方・受給している方の保護者の方	受給している方●医療証の返還 受給している方の保護者●世帯員の変更 ●振替口座の変更		<input type="checkbox"/>	こども育成課	11
下水道	・下水道を使用している方 ・下水道事業受益者負担金を納付している方	井戸水を使用している方 ●下水道使用廃止届、居住人数変更届、使用者変更届 ●振替口座の変更 上水道のみを使用している方 ●下水道使用廃止、使用者変更 ●振替口座の変更 下水道事業受益者負担金を納付している方 ●受益者変更届または送付先指定届出書 ●振替口座の変更		<input type="checkbox"/>	下水道課	11
市営住宅	市営住宅に入居している	●市営住宅入居承継承認申請 ●市営住宅返還 ●市営住宅同居者異動届		<input type="checkbox"/>	都市計画課	12
畜犬	犬を飼っている	●犬の登録事項変更届出書		<input type="checkbox"/>	生活環境課	12
森林	森林を所有している	●森林法第10条の7の2第1項の規定による届出		<input type="checkbox"/>	農業振興課	13
ごみ	ごみの処理(持込)が必要な方	●クリーンヒル宝満へ搬入 ●許可業者へ処理を依頼		<input type="checkbox"/>	生活環境課	13
農地	農地を相続された方	●農地法第3条の3第1項の規定による届出		<input type="checkbox"/>	農業委員会	13

市役所以外での主な手続き一覧

該当する項目に印をつけ、手続きが完了したら"済"の欄にチェック☑をしましょう。

区分	手続きの種類	主な手続き	該当	済	問い合わせ先など
市役所以外での手続き	生命保険	死亡保険金の請求・入院給付金の請求等		<input type="checkbox"/>	加入している生命保険会社
	預貯金口座	口座凍結解除手続き		<input type="checkbox"/>	各金融機関 等
	株式等	名義変更		<input type="checkbox"/>	各証券会社 等
	遺言書	検認・開封		<input type="checkbox"/>	福岡家庭裁判所 久留米支部 久留米市篠山町21 TEL:0942-32-5387
	固定電話・携帯電話	契約継承・解約		<input type="checkbox"/>	各契約会社等
	インターネット	名義変更・解約		<input type="checkbox"/>	各契約会社等
	NHK受信料	名義変更・解約		<input type="checkbox"/>	フリーダイヤル TEL:0120-151515 有料ダイヤル TEL:050-3786-5003
	上水道	水道の閉栓・名義変更、振替口座の変更		<input type="checkbox"/>	三井水道企業団 TEL:0942-72-5106
	電気・ガス料金等	名義変更・解約		<input type="checkbox"/>	領収書に記載されている会社及び営業所
	運転免許証	返納		<input type="checkbox"/>	小郡警察署 小郡市大板井234番地1 TEL:0942-73-0110
	パスポート	返納		<input type="checkbox"/>	久留米パスポートセンター 久留米市合川町1642番地1 福岡県久留米総合庁舎1階 TEL:0942-30-1060
	クレジットカード	解約		<input type="checkbox"/>	各契約会社
	ケーブルテレビ	名義変更・解約		<input type="checkbox"/>	各契約会社
	不動産登記関係	土地・家屋等相続登記		<input type="checkbox"/>	福岡法務局久留米支局 久留米市城南町21番地5 TEL:0942-39-2121
	国税関係 (相続税・所得税・消費税)	相続税・所得税・消費税申告		<input type="checkbox"/>	久留米税務署 久留米市諏訪野町2401番地10 TEL:0942-32-4461(自動音声)
	国債を所有していた方	記名変更・償還金受領		<input type="checkbox"/>	償還金支払場所または証券保険証書に記載の郵便局
	戦没者特別弔慰金を受領していた方	国債の記名変更		<input type="checkbox"/>	償還金支払場所
	農業者年金を受給している方	死亡届・未支給年金請求		<input type="checkbox"/>	農協の各支店
軽自動車を所有している方	名義変更・廃車		<input type="checkbox"/>	軽自動車検査協会 久留米支所 TEL:050-3816-1752	
普通自動車を所有している方	名義変更・廃車		<input type="checkbox"/>	九州運輸局 久留米自動車検査登録事務所 TEL:050-5540-2081	

小郡市の相続のご相談なら嶋田税理士事務所

地元密着40年、様々な相続の案件も経験したベテラン税理士が親身に対応します

○ ご生前の相続の準備やご相談に対応します

- ・ 贈与を活用した相続財産の圧縮
- ・ 生命保険や退職金を活用した相続の準備
- ・ 相続税額のシミュレーション
- ・ その他、生前にできる相続対策について一緒に考えます

○ 相続税の申告へ親身に対応します

- ・ 没後4か月以内の準確定申告も込み
- ・ 相続税の申告に必要な書類に関してワンストップで準備
(相続関係図、遺産分割協議書など)
- ・ 相続税申告後の税務調査にも対応

◎ 初回のご相談は無料

◎ 相続税の申告報酬 基本料金 33万円 (内消費税3万円込み) から

- ※ 申告内容(相続財産)により、報酬は増・減します。
ご相談時に具体的な報酬額についてご提示させていただきます。

まずは、お電話ください。

嶋田税理士事務所 嶋田廣文・嶋田暁人・山脇

TEL:0942-75-0707 FAX:0942-75-0767

Mail:shimadazeirishi@an.wakwak.com

住所:小郡市三沢5130-5シマダビル3階(西鉄三国が丘駅前・小郡高校正門横)

ホームページ:「小郡」「嶋田税理士事務所」で検索

市役所での手続き

世帯主の変更

故人が世帯主だった場合で、その世帯が2人以上の世帯の場合には世帯主変更の手続きが必要です。

手続き・持ち物

- 世帯主の変更(変更届)
 - 届出人の本人確認書類
- 届出人が故人と別世帯の場合は委任状が必要です。

受付窓口

市民課 本館1階
TEL:0942-73-9120(ダイヤルイン)

期限

▶速やかに

印鑑登録をしている

故人の印鑑登録は亡くなった時点で抹消します。故人の印鑑登録証はご自身で処分しても構いません。

手続き・持ち物

- 印鑑登録証(カード)の返還
- 故人の印鑑登録証

受付窓口

市民課 本館1階
TEL:0942-73-9120(ダイヤルイン)

期限

▶速やかに

マイナンバーカード及び通知カード、住民基本台帳カードをお持ちの方

今後の手続きで故人のマイナンバーが分かるものが必要な場合があります。カードの返納時期にご注意ください。

手続き・持ち物

- カードの返納
- 故人のマイナンバーカード
および通知カード、住民
基本台帳カード

受付窓口

市民課 本館1階
TEL:0942-73-9120(ダイヤルイン)

期限

▶速やかに

国民年金に加入している

手続き・持ち物

国民年金の手続き

- 遺族基礎年金の請求 ● 寡婦年金の請求
- 死亡一時金の請求
- 故人の年金手帳
- 請求者の預貯金通帳、マイナンバーが分かる書類
- 死亡者と請求者の関係性が分かる戸籍謄本
(死亡後に取得したものに限り)

※他にも書類が必要な場合があります。

故人によって請求手続きは異なりますので、
まずは受付窓口にお尋ねください。

受付窓口

国保年金課
医療・年金グループ
本館1階
TEL:0942-73-9121(ダイヤルイン)

期限

▶速やかに

国民年金または厚生年金を受給している

年金事務所は相談窓口の混雑が予想されます。ご相談・お手続きの際は「予約受付専用電話」でご予約の上、来訪してください。

手続き・持ち物

- 未支給年金請求 ● 遺族基礎年金請求
 - 故人の年金証書
 - 請求者の預貯金通帳、マイナンバーが分かる書類
 - 死亡者と請求者の関係性が分かる戸籍謄本
(死亡後に取得したものに限り)
 - 遺族厚生年金請求
手続きは年金事務所
※必要な書類の案内のみ市役所でおこないます。
 - 死亡届
 - 故人の年金証書・故人の死亡診断書の写し
- ※他にも書類が必要な場合があります。
- 故人によって請求手続きは異なりますので、
まずは受付窓口にお尋ねください。

受付窓口

国保年金課
医療・年金グループ
本館1階
TEL:0942-73-9121(ダイヤルイン)
年金ダイヤル
TEL:0570-05-1165
予約受付専用電話
TEL:0570-05-4890

期限

▶速やかに

共済年金を受給している方

各共済組合へ直接お問い合わせください。



国民健康保険に加入している

手続き・持ち物

国民健康保険の手続き

- 資格喪失 ● 各種証の返納
- 葬祭費の支給申請
- 世帯員の資格確認書などの記載事項変更
(故人が世帯主の場合)
- 葬祭をおこなったこと及び喪主が確認できるもの
(葬儀の領収書、会葬礼状、埋火葬許可証など)
- 葬祭費の振込先(基本的に喪主)の口座が分かるもの
- 手続きする方の本人確認書類
- 故人の資格確認書など
- 各種証

故人が世帯主だった場合は、世帯の加入者全員の資格確認書などが必要です。

受付窓口

国保年金課 国保グループ
本館1階
TEL:0942-73-9121(ダイヤルイン)

期限

▶速やかに

重度障がい者医療費助成を受給している方

手続き・持ち物

- 医療証の返納
- 重度障がい者医療証

受付窓口

国保年金課
医療・年金グループ
本館1階
TEL:0942-73-9121(ダイヤルイン)

期限

▶速やかに

後期高齢者医療保険に加入している

手続き・持ち物

後期高齢者医療の手続き

- 資格喪失 ●各種証の返納 ●葬祭費の支給申請
- 保険料等に関する相続人代表者指定兼口座指定届
- 故人の資格確認書など 各種認定証
- 葬祭を行ったこと及び喪主と故人の氏名が確認できるもの
(葬儀の領収書、会葬礼状、埋火葬許可証など)
- 葬祭費の振込先(基本的に喪主)および相続人代表の方の
口座が分かるもの

※他にも書類が必要な場合がありますので、
詳しくは受付窓口にお尋ねください。

受付窓口

国保年金課
医療・年金グループ
本館1階
TEL:0942-73-9121(ダイヤルイン)

期限

▶速やかに

65歳以上または介護認定を受けている

手続き・持ち物

介護保険の手続き

- 介護保険被保険者証等の返還
- 保険料に関する相続人代表届
- 故人の介護保険被保険者証
- 故人の介護保険負担割合証や負担限度額認定証
- 相続人代表の方の振込先口座が分かるもの

受付窓口

長寿支援課
介護保険グループ
本館1階
TEL:0942-73-9124(ダイヤルイン)

期限

▶速やかに

市税(市県民税・固定資産税・軽自動車税(種別割))を納めている

手続き・持ち物

- 相続人代表者の指定
- 相続人代表となる方の認印
- 届出人の本人確認書類

※他にも必要な場合があります

(故人・相続人代表者によるため、まずは受付窓口にお尋ねください)

受付窓口

税務課
本館1階
TEL:0942-73-9101(ダイヤルイン)

期限

▶速やかに

納税している方(納税義務者・納税管理人・相続人代表等)

手続き・持ち物

- 今後の納税に関する手続き・納付について
(口座振替の変更または廃止等)
- 故人の納税通知書や領収書
(故人と世帯が違う方が手続きする場合)
- 相続関係が確認できる戸籍謄本等の書類
(口座振替の手続きをする場合)
- 預貯金通帳
- 通帳届出印

受付窓口

□ 口座振替の変更または廃止等に伴う口座振替依頼書の提出は各金融機関です

期限

▶速やかに



原動機付自転車(125cc以下)・小型特殊自動車を所有している

毎年4月1日現在の所有者(使用者)に課税されます。名義変更・廃車等は早めの手続きをお願いします。

手続き・持ち物

●廃車手続き・名義変更

廃車する場合

ナンバープレート

手続きする方の本人確認書類

名義変更の場合

ナンバープレート(番号を変えない場合不要)

手続きする方の本人確認書類

受付窓口

税務課 市民税グループ

本館1階

TEL:0942-73-9101(ダイヤルイン)

期限

▶速やかに



次のいずれかを所有している

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳

手続き・持ち物

●各種障害者手帳の返納

故人の各種手帳

受付窓口

福祉課

障がい者福祉グループ

東別館1階

TEL:0942-73-9123(ダイヤルイン)

期限

▶速やかに

次のいずれかを受給している 特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当

受給者が亡くなられた時期により、未支払請求ができる場合があります。個別の状況に応じてご案内します。

手続き・持ち物

- 資格喪失届

受付窓口

福祉課
障がい者福祉グループ
東別館1階
TEL:0942-73-9123(ダイヤルイン)

期限

- ▶速やかに

自立支援医療受給者証(精神通院)をお持ちの方

受給者証の返還をしてください。

手続き・持ち物

- 受給者証の返還

児童手当の支給対象児または受給者である

手続き・持ち物

児童手当支給対象の児童の方

- 受給事由消滅または減額改定

児童手当を受給している方

- 受給事由消滅
- 未支払手当請求
- 手当の振込先口座が分かるもの(対象児童名義)
- 新規認定請求
- 手当の振込先口座が分かるもの
(新しく受給者となる方の名義)

受付窓口

こども育成課
医療・手当グループ
小郡市総合保健福祉センター
「あすてらす」内
TEL:0942-73-9149(ダイヤルイン)

期限

- ▶亡くなった日の翌日から
15日以内

保育所・幼稚園を利用している児童と同一世帯の方が亡くなった場合、保育料・副食費が変更になる場合があります。詳しくは、保育所・幼稚園課までご連絡ください。個別の状況に応じてご案内します。

受付窓口

あすてらす1階 保育所・幼稚園課
TEL:0942-73-9148(ダイヤルイン)

児童扶養手当、特別児童扶養手当の支給対象児または受給者である

原則18歳に達する日以降の3月31日までの間の児童を養育している方で、父または母が死亡した場合、今後児童を養育していく父または母が、新規認定請求できる場合があります。個別の状況に応じてご案内します。

手続き・持ち物

児童扶養手当支給対象の児童の方

- 資格喪失または額改定(減額)
- 児童扶養手当証書(資格喪失の場合のみ)

児童扶養手当を受給している方

- 新規認定請求、未支払請求
- 児童扶養手当証書
- 手当の振込先口座が分かるもの(対象児童名義)

児童扶養手当新規認定請求

- 届出人の振込先口座が分かるもの

特別児童扶養手当支給対象の児童の方

- 資格喪失または額改定(減額)

特別児童扶養手当を受給している方

- 新規認定請求、未支払請求
- 手当の振込先口座が分かるもの(対象児童名義)

特別児童扶養手当新規認定請求

- 届出人の振込先口座が分かるもの

受付窓口

こども育成課
医療・手当グループ
小郡市総合保健福祉センター
「あすてらす」内
TEL:0942-73-9149(ダイヤルイン)

期限

▶事由発生から14日以内



就学援助を受給していない世帯である

保護者等が亡くなられたことにより世帯の収入状況が変わられ、経済的に困りの場合、就学援助費を受給できる場合があります。個別の状況に応じてご案内します。

手続き・持ち物

- 就学援助の申請

受付窓口

教育総務課
教育総務グループ
西別館3階
TEL:0942-73-9127(ダイヤルイン)

期限

▶速やかに

各小・中学校

子ども医療費助成、ひとり親家庭等医療費助成を受給している方・ 受給している方の保護者の方

個別の状況に応じてご案内しますので、まずは受付窓口にお尋ねください。

手続き・持ち物

受給している方

- 医療証の返還
- 対象児童の医療証

受給している方の保護者

- 世帯員の変更 ●振込口座の変更
- 対象児童の振込先口座が分かるもの

受付窓口

こども育成課
医療・手当グループ
小郡市総合保健福祉センター
「あすてらす」内
TEL:0942-73-9149(ダイヤルイン)

期限

▶速やかに

下水道を使用している方 下水道事業受益者負担金を納付している方

個別の状況に応じてご案内しますので、まずは受付窓口にお尋ねください。
上水道のみを使用している場合、上下水道手続きの受付窓口は三井水道企業団です。

手続き・持ち物

井戸水を使用している方

- 下水道使用廃止届、居住人数変更届、使用者変更届
- 振替口座の変更

上水道のみを使用している方

- 下水道使用廃止、使用者変更 ●振替口座の変更

下水道事業受益者負担金を納付している方

- 受益者変更届または送付先指定届出書 ●振替口座の変更
- 受益者変更届
- 送付先指定届出書
- 届出人の本人確認書類

下水道使用料、受益者負担金の振替口座を変更する場合

- 取扱金融機関に口座振替依頼書をご提出ください。

受付窓口

下水道課 管理グループ
西別館2階
TEL:0942-73-9117(ダイヤルイン)

三井水道企業団
TEL:0942-72-5106

期限

▶速やかに

市営住宅に入居している

市営住宅に入居している方がなくなった場合、手続きが必要です。
個別の状況に応じてご案内しますので、受付窓口にお尋ねください。

手続き・持ち物

- 市営住宅入居承継承認申請
- 市営住宅返還
- 市営住宅同居者異動届

市営住宅に入居の同居親族の方

- 市営住宅同居者異動届
- 市営住宅入居者緊急時の連絡先
- 契約者の認印

受付窓口

都市計画課
建築指導グループ
西別館2階
TEL:0942-73-9118(ダイヤルイン)

期限

▶速やかに



犬を飼っている

故人が犬を飼っていた場合、生活環境課にて飼い主変更の手続きをしてください。
マイクロチップを装着し、環境省データベースに登録している場合は、
環境省データベースにて飼い主変更の手続きをしてください。



▲環境省データベース

手続き・持ち物

- 犬の登録事項変更届出書
(マイクロチップを装着している犬は環境省データベースからお手続きください。)

受付窓口

生活環境課 環境グループ
南別館1階
TEL:0942-73-9104(ダイヤルイン)

期限

▶変更があったときから
30日以内

森林を所有している

手続き・持ち物

- 森林法第10条の7の2第1項の規定による届出
- 相続した土地の位置を示す地図
- 相続した土地の登記事項証明書
- その他の届出の原因を証明する書類

受付窓口

農業振興課
農村整備グループ
南別館2階
TEL:0942-73-9100(ダイヤルイン)

期限

- ▶ 森林の土地の所有者となった日から90日以内

ごみの処理(持込)が必要な方

クリーンヒル宝満に直接搬入し、ごみを処分することができます(手数料がかかります)。ただし、ごみの種類によっては搬入できない場合があります。また、市の許可業者に有料でごみの処理を依頼することができます。施設等の利用について市役所での手続きは必要ありません。不明点は受付窓口にお尋ねください。

手続き・持ち物

- クリーンヒル宝満へ搬入
搬入できる日時や料金は、クリーンヒル宝満のホームページをご覧ください。
- 許可業者へ処理を依頼
許可業者の詳細は、ごみカレンダーまたは市のホームページをご覧ください。



▲クリーンヒル宝満



▲小郡市ホームページ

受付窓口

生活環境課
ごみ・リサイクルグループ
南別館1階
TEL:0942-73-9104(ダイヤルイン)

農地を相続された方

手続き・持ち物

- 農地法第3条の3第1項の規定による届出
- 相続した農地の明細
- 相続された方の認印

受付窓口

農業委員会
南別館2階
TEL:0942-73-9105(ダイヤルイン)

期限

- ▶ 相続登記完了後、速やかに

戸籍謄本等・住民票の写しの交付についてのご案内

年金や相続のお手続きの際、戸籍や住民票の写しが必要となることがあります。

市役所・みくにサービスセンター窓口で証明書を請求される際には、本人確認を行います。

運転免許証やマイナンバーカードなどの顔写真付き身分証明書をお持ちください。

健康保険等の資格確認書や年金手帳などの顔写真のないものは2点以上の確認が必要となる場合があります。

(広域交付の場合は顔写真付き身分証明書)

窓口での請求のほか、郵送での交付請求やマイナンバーカードを用いてコンビニなどで交付できる場合があります。

請求方法や必要書類は自治体によって異なります。事前に請求先の役所にご確認ください。

【戸籍・除籍・改製原戸籍・戸籍の附票等】

請求先	本籍地の市町村
請求できる方	(1)戸籍に記載されている本人、その配偶者および直系親族(父母・子・孫など) (2)(1)の方から委任を受けた代理人の方 上記(1)、(2)以外の方が請求するためには、権利行使や義務履行に必要であるなど、正当な理由がある場合に限られます。 「理由書」に、請求理由を具体的にご記入ください。 必要に応じて疎明資料の提示をお願いすることがあります。

※死亡届を出してから戸籍等の交付ができるようになるまでには、7日～10日ほど日数を要します。

(本籍地以外での死亡届の場合は、14日～20日ほど日数を要します。)

令和6年3月1日から法律が改正され、本籍地以外の市区町村の窓口でも戸籍・除籍・改製原戸籍を請求できます。

【戸籍・除籍・改製原戸籍等】

請求先	市区町村すべて〈戸籍の広域交付〉※みくにサービスセンターでは発行できません。
請求できる方	戸籍に記載されている本人、その配偶者および直系親族(父母・子・孫など) ※上記の者が載っていない戸籍(兄弟姉妹および配偶者の父母の戸籍)は、請求できません。 ※委任状による代理請求はできません。 ※郵便での広域交付請求はできません。本籍地ごとに各市区町村に請求してください。

※死亡届を出してから戸籍等の交付ができるようになるまでには、7日～10日ほど日数を要します。

(本籍地以外での死亡届の場合は、14日～20日ほど日数を要します。)

※相続などの関係で出生から死亡までの一連の戸籍を請求(遡り請求)する場合は、発行に時間がかかりますので、後日交付となる場合があります。

【住民票の写し・除票】

請求先	住所地の市町村
請求できる方	(1)本人または同一世帯の方 (2)(1)の方から委任を受けた代理人の方 別世帯の住民票を請求するためには、権利行使や義務履行に必要であるなど、正当な理由がある場合に限られます。 「理由書」に、請求理由を具体的にご記入ください。 必要に応じて疎明資料の提示をお願いすることがあります。

※住所が小郡市で、死亡届を小郡市に出した場合、受理した日の翌々開庁日から交付できます。

※住所地以外で死亡届を出した場合は、手続きができるようになるまでに10日ほどかかります。

小郡市空き家バンク～お持ちの空き家を登録しませんか?～

「小郡市空き家バンク制度」とはお持ちの空き家を市HPで情報公開し、購入・賃貸希望者を募る制度です。

登録資格

次の①～④を全て満たす必要があります。

- ①既に宅建業者等と媒介契約を結んでいない空き家であること
- ②小郡市内に在る空き家であること
- ③申請者が、暴力団等の反社会的勢力でないこと、及び反社会的勢力と密接な関係を有する者でないこと
- ④**相続登記等**が完了し、空き家の所有権を持っていること

必要書類

次の書類を、小郡市にお持ちください。

- 登録申請書【小郡市HPからダウンロード】
- 物件情報報告書【小郡市HPからダウンロード】
- 誓約書【小郡市HPからダウンロード】
- 空き家の写真(インターネット上の地図を印刷したものでも構いません)

※申請から登録まで
1～2か月程度かかります。

空き家バンクに関する
問い合わせ先

小郡市 都市計画課 建築指導グループ
TEL:0942-73-9118(ダイヤルイン)

メモ

相続登記はお済みですか？

令和6年4月1日から相続登記が義務化

そもそも相続登記って？

相続登記とは、不動産の所有者が亡くなられた場合に、土地・建物の名義を相続人の名義に変更する手続きのことです。

相続登記をしないと…？

❶ 不動産を任意のタイミングで処分できない！

自己名義でない不動産は、売却したり、担保にすることが困難になります。

❷ いざ、相続登記をしようという時に手間とお金がかかる！

相続を重ねることで、誰が相続人となるのか、調査に相当の時間がかかり、相続登記の手続費用や手数料も高額となるおそれがあります。

❸ 10万円以下の過料が科せられる可能性も！

相続登記の義務化により、相続人は相続によって不動産を取得したことを知った日から3年以内に相続登記の申請をしなければならぬこととなりました。正当な理由がなく義務に違反した場合、10万円以下の過料が科されることがあります。

※令和6年4月1日より前に発生した相続についても義務化の対象です

**相続登記をしないと、思わぬ不利益を受けることがあります。
そうなる前に、早めに対応することが大切です！**

相続登記の手続きの流れ

法定相続分のおりに相続したケース

※法定相続分とは民法に定められた取り分のことです

相続の発生

STEP1 必要書類の収集

申請のために必要な以下の書類をすべて用意します。

① 相続が発生したこと及び相続人を特定するための証明書

- 被相続人(死亡した方)の戸籍謄本 ● 除籍謄本
- 新たに相続人となる方の戸籍謄本 等

② 相続人全員の住民票の写し

③ 登録免許税(通常は収入印紙で納付)

④ 委任状(代理人が申請する場合)

STEP2 登記申請書の作成

相続人全員で申請書を作成する必要があります。

- 〔手続きを代理人ひとりに委任することも可能です。〕
- ※原則として、委任状必須

法務局HPよりダウンロードが可能です！

STEP3 登記所へ申請

土地・建物を管轄する登記所に必要書類と登記申請書を提出し申請します。

完了

すみやかに相続登記の申請をすることができない場合は、「相続人申告登記」(令和6年4月施行)の手続きをすることで、一時的に申告の義務を果たすことができます。(詳しくはこちらへ→)



法務省HP (<https://www.moj.go.jp/MINJI/fudousantouki.html>) を加工して作成

人生会議(ACP)をしませんか? ~もしもの時に~

「人生会議(ACP)」とは?

「人生会議(ACP)」とは「アドバンス・ケア・プランニング」の略称で、自らが望む人生の最終段階における医療やケアについて、前もって考え、家族や医療・ケアチームと話し合い、共有する取り組みのことです。厚生労働省はACPが、よりなじみやすい言葉となるよう「人生会議」という愛称で呼ぶことに決定しました。



ACPノート「もしもの時に」について

ACPノートは“もしも”の時のために、当事者が望む治療やケアについて、思っていることを残しておくためのものです。

“もしも”あなたや大切な人が、命に関わるような大きな病気やケガをして自分の気持ちを話せなくなった時に、どのように「心の声」を伝えれば良いのでしょうか? 亡くなられた方の思いを直接聞くことはできませんが、生きている皆さんには、大切な人に自分の思いを伝える機会があります。これまでの人生を振り返り、ご家族や大切な方々と「人生会議」を行い、人生観や価値観、人生の最終段階では何を尊重して欲しいか、ACPノートやエンディングノート等に残して、伝えておきませんか?

小郡市では、小郡三井医師会により、ACPノート「もしもの時に」が作成されています。このノートは病院窓口や長寿支援課・地域包括支援センターにあり、希望の方、どなたでもお渡ししています。



「人生会議(ACP)」出前講座を行っています

最期の時まで、自分らしく穏やかに生きるために。「もしもの時」のことを皆さんと一緒に考える機会をつくるために、小郡三井医師会 在宅医療・介護連携センター小郡三井では、地域の団体やグループなどを対象に「人生会議」出前講座を行っています。興味・関心がございましたらお申し込みください。

受付窓口

- 長寿支援課 地域包括支援グループ 北別館1階 TEL:0942-73-9125(ダイヤルイン)
- 在宅医療・介護連携センター小郡三井 TEL:0942-65-6448

期限

開催希望日の2か月前まで(期間がない場合は応相談)

委任状

福岡県小郡市長 殿

令和 年 月 日

委任をする人 (必ず本人が署名・ 押印してください)	住 所			
	氏 名	Ⓔ	生年月日	明・大・昭・平 年 月 日

私は下記の者を代理人と定めて、次の権限を委任します。

1. _____ (証明) _____ 通の取得に関する一切の権限

2. _____ 手続きに関する一切の権限

3. その他(_____)に関する権限

委任を受ける人 (代 理 人)	住 所			
	氏 名		生年月日	明・大・昭・平 年 月 日

○委任状とは・・・

委任状とはある人に一定の事項を委任した旨を記載した文書のこと、
代理権を与えたということの証拠となる文書のことです。

○委任状の書き方・・・

委任状の書き方には、法律上どう書かなければならないという定めはありません。
しかし、①いつ ②誰が ③どのような内容を ④誰に 与えたかが記載されている必要があります。

※委任状は必ず委任者本人に署名・押印をしてもらってください。


- 委任状を偽造し行使した者は、有印私文書偽造・同行使罪で罰せられます。
(刑法第159条第1項、第161条第1項)
- また、偽りその他不正の手段により住民票や戸籍の交付を受けた者や、
虚偽の住民異動届をした者は法律で罰せられます。(住民基本台帳法第46条第2号、戸籍法第135条)

<p>2026年 4月1日 開始</p>	<p>住所・名前の変更登記が義務化されました。</p>	<p>所有者の情報が変更された日から2年以内に登記。義務化前(2026年4月1日より前)の変更も対象となります。</p>
<p>2024年 4月1日 開始</p>	<p>相続登記が義務化されました。</p>	<p>正当な理由なく義務に反した場合は、10万円以下の過料の適用対象となります。</p>
<p>2023年 6月14日 公布</p>	<p>空家等対策の推進に関する特別措置法が一部改正されました。</p>	<p>市区町村長から勧告を受けた管理不全空家は、固定資産税の住宅用地特例(3分の1もしくは6分の1に減額)が解除されます。</p>

あの家土地 どうしよう…?

最近こんなご相談が増えています


子どもたちには迷惑をかけたくないから、何か相続対策をしなければいけないけど…



何年もそのままになっている私の実家、どうしよう…



誰も住んでいない家や土地は傷みやすいし、ご近所さんに色々な迷惑をかける心配もあるし、でも遠いから頻繁には行くわけにはいかない。どうしたらいいものか…



**相談・査定
見積り無料**
お気軽にご相談ください
(秘密厳守)



売買 (仲介・買取)

賃貸 (仲介・管理)

相続 (診断・対策)

建築 (新築・リフォーム・解体)

空家空地の管理

不動産有効活用

(公益社団法人) 福岡県宅地建物取引業協会会員 福岡県知事(5)第15372号



株式会社 **コモハラ不動産** 久留米御井店

〒839-0851 福岡県久留米市御井町1741-4
E-mail: kurume-mii@komohara.com

お問い合わせはこちらまで

☎0942-44-7007

www.komohara.com コモハラ不動産 検索

営業時間 9:30~18:30 土・日・祝日営業(毎週水曜日・第3木曜日定休)





アキソル

空き家のお悩み 解決しませんか？

活用予定のない空き家について、この機会に考えてみましょう

こんなお悩みを抱えている方は今すぐ無料相談へ！

相続 登記が済んでいない

使う予定がなく**解体**したい

遠方に住んでいて**管理**が大変

手放す前に**遺品整理**が必要

売れない 空き家を手放したい

何をしたらいいかわからない

空き家アドバイザーが解決に向けてサポートします



空き家のお悩みを解決する総合サービス

無料
相談



0120-772-135

窓口：株式会社ジチタイド 空き家相談窓口アキソル

受付：平日9時～18時 <https://akisol.jp>

運営会社 会社名：株式会社ジチタイド 所在地：福岡県福岡市中央区薬院1-14-5
株式会社ジチタイドは株式会社ホープのグループ会社です。

